

防衛医科大学校病院規則第1号

防衛医科大学校病院外来運営委員会規則を次のように定める。

平成4年3月5日

防衛医科大学校病院長 辰 沼 利 彦

防衛医科大学校病院外来運営委員会規則

改正 平成9年10月1日規則第4号
平成14年4月1日規則第3号
平成18年3月31日規則第3号
平成24年4月6日規則第5号
平成29年3月30日規則第1号
令和5年6月29日規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）の外来診療の適正な管理、運営を図るための防衛医科大学校病院外来運営委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、副病院長（管理・運営担当）をもって充てる。
- 3 副委員長は、病院長補佐（管理運営担当）をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を助け、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 内科系診療科部長及び部門長のうちから病院長の指名する者 2名
 - (2) 外科系診療科部長及び部門長のうちから病院長の指名する者 2名
 - (3) 検査部長
 - (4) 放射線部長
 - (5) 救急部長
 - (6) 総合臨床部長
 - (7) 医療情報部長
 - (8) 医療情報部副部長
 - (9) 地域医療連携室長

- (10) 地域医療連携室副室長
 - (11) 薬剤部長
 - (12) 看護部長
 - (13) 病院企画調整官
 - (14) 病院運営課長
 - (15) 外来看護師長
 - (16) その他、前各号に定める者の他から臨時に病院長の指名する者
- 6 第5項第1号及び第2号の委員の任期は2年とし、欠員が生じた場合の補欠の任期は、前任者の残任期間とする。ただし再任を妨げない。
- 7 第5項第16号の臨時委員の任期は、前項の規定にかかわらず臨時に定める期間とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 病院外来の管理、運営に関する事。
- (2) 病院外来の施設、設備に関する事。
- (3) その他病院外来に関する事。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ開催する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。
- 3 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ議事を審議することができない。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、事務部病院運営課において行う。

(委任既定)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成4年3月5日から施行する。

附 則

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年4月6日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。